

## 医療機関の相続について その4

今月は財産分割の対策。

何故財産を分割する必要があるのか、ということなのですが、意味は幾つかあるように思います。

一つには先月お伝えしました相続税の対策。

また二つ目は、先生ご自身の財産をどのように分ける事が「争族」を引き起こさないために必要な対策になります。

### 1. 相続税の対策

先生名義の財産には多額の相続税が掛かります。

相続の発生時ではなく、生前に相続人に振り分けることで税金負担を和らげるのです。贈与や譲渡などが該当します。

主な対策は次の通り

- ①現預金の贈与
- ②住宅資金の贈与
- ③保険の利用
- ④医療法人の出資金（第5次改正前の法人）

### 2. 「争族」にならない対策

どんなに上手く財産の振り分けをしても、揉めるところは揉めるのです。特に、二人以上の相続人（子供）がドクターである場合とそうでない場合には、早々に対策を考えておいた方が良いでしょう。

通常はドクターである子供が事業を承継しますので、個人クリニックであればクリニックに関わる財産全を。医療法人であれば出資金を相続するものと思われるので、ドクターでない子供に現預金や換金し易い財産を生前に贈与するなどの対策が求められます。

不動産は多少厄介な部分がありますが、準備の仕方次第でしょう。

一般的には現預金であると揉めることは少ないので、十分な準備をしておきましょう。

## 社会保障財源は消費税？

政府・与党改革検討本部

消費税など社会保障財源、議論始動

社会保障制度の将来像と消費税を含む社会保障財源を議論する「政府・与党社会保障改革検討本部」（本部長は菅直人首相）は、官邸で初会合を開いた。年内に中間取りまとめを行い野党との協議に備える。菅首相は「社会保障制度を今後50年いかになれば安心できるか、方向性を出していただきたい」と述べ、社会保障財源の道筋を付けるよう指示した。

高齢化の進展などの影響で社会保障費は毎年約1兆円ずつ増え続けており、国の一般歳出の半分を占める。一方で歳出は国債の発行なしには予算を組むことが出来ず、国の借金は800兆円を超えている。菅首相は消費増税を掲げ今夏の参院選を戦ったが惨敗し、最近消費税に関する発言はトーンダウンしていた。しかし、消費税など社会保障財源の議論は避けられないとの判断から、政府・与党は検討本部を設置して本格的な議論に入ることにした。

民主党はすでに「税と社会保障の抜本改革調査会（藤井調査会）」（会長＝藤井前財務相）を立ち上げ、すでに議論を始めている。政府・与党の検討本部は、藤井調査会と並行して議論を進める。

検討本部の下に学識経験者でつくる有識検討会を設けることも決めた。検討本部で議論する際の論点を用意する。さらに、社会保障・税の共通番号を議論する福大臣級の検討会を設置することも了承した。総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、内閣府を中心とした副大臣級で構成する。

また、新高齢者医療制度（2013年度導入予定）についての試算も厚生労働省から公表され、保険料の伸びを抑制したと仮定した場合でも、10年後の2020年度には年8万5千円と、現行より2万2千円増える見通し。

Medical News 2010.12.1号

税理士法人CF Tパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346